

規制改革実施計画（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）における記載について○規制改革推進実施計画 抄

## II 分野別実施事項

## 6. 投資等分野

## (9) 官民データ活用と電子政府化の徹底

## 地方自治体の保有するデータの活用

地方自治体が保有するパーソナルデータについて、同じルールで円滑に利活用することが可能な環境を迅速に実現するための工程（立法措置か条例整備かの整理等を含む。）を明確化する。その工程に基づき、その活用事例の整理を行うとともに、現行の地方における活用ルールの実効性を検証し、その結果を踏まえ、立法措置（作成組織の整備を含む。）の在り方について、具体的な論点を整理し、結論を得る。それとともに、事業採算性等の実効性を検証し、その結果に基づき必要な措置を講ずる。

## 【実施時期】

工程の明確化は平成 30 年度上期措置。平成 30 年度に立法措置の在り方について検討・結論。平成 31 年度措置